

給付奨学金継続願（編入学／認定専攻科進学） 提出確認チャート

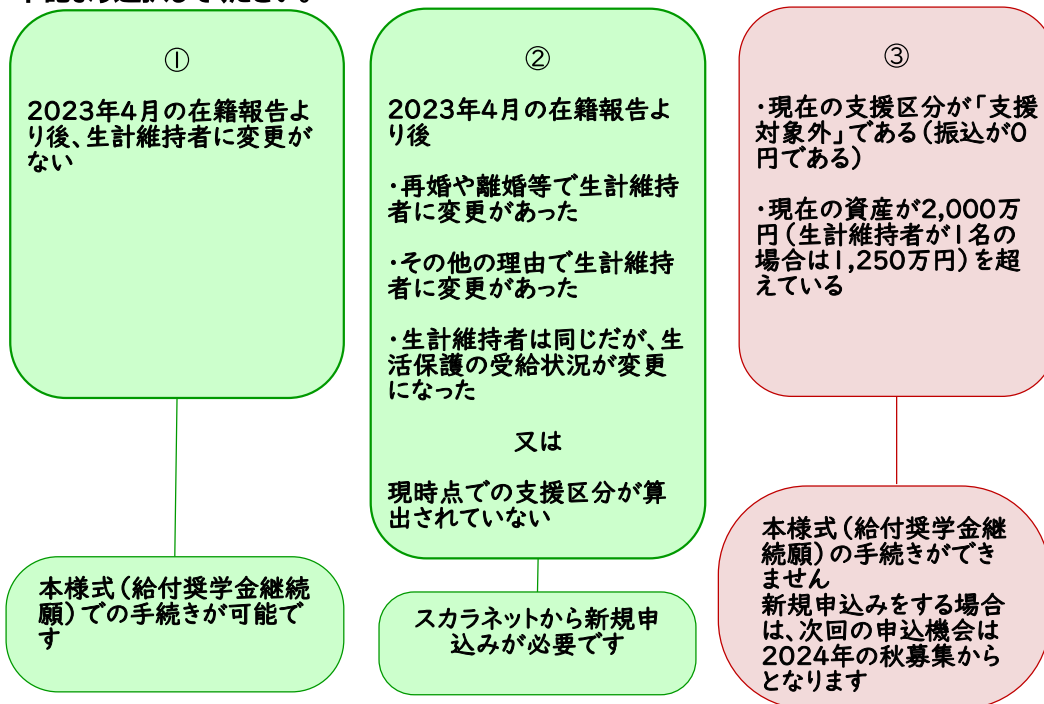
・生計維持者に変更が生じている場合

→編入学奨学金継続願の提出ではなく、編入学後・進学後の学校で、新規にスカラネットから給付奨学金の申込をしてください。

・現在の支援区分が支援対象外の場合

→継続願の提出ができません。また、新規申込みをすることは可能ですが、2023年10月から支援対象外で停止中の方の、次の申込機会は2024年の秋募集からとなります。

下記より選択してください。



①と②に該当する場合も、③に該当する場合は、③となります。

◆2024年10月に編入学する場合（9月編入学は上記と同じになります）

→2024年4月の在籍報告より後に生計維持者に変更がある場合は継続願の提出ができません。スカラネットから新規申込みをしてください。

→2024年10月から支援対象外の場合は、次の申込機会は2025年の秋募集からとなります。

→資産額が基準額以上の場合は、次の申込機会は2025年度春採用からとなります。

◆新規申込みする際の留意点

→「継続支給が認められる要件は満たしているが、新規申込みする必要がある者」であることを学校に申し出てください。

→スカラネット入力時に、「編入学前・進学前の学校で支給を受けていた給付奨学生番号」を入力してください（スカラネット下書き用紙P9）。

※家計急変採用による支援区分見直し期間中であった場合は、本様式ではなく、スカラネットを通じた申請手続きとなります。学校に申し出てください。